＝＝＝＝＝＝
（記載上の注意）
７．(1)「（１）法第９条第１項第２号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、告示（特定デジタルプラットフォーム提供者自ら行動指針を定めた場合にあっては、告示及び当該行動指針。(3)において同じ。）を踏まえた評価について記載すること。
(2)「（２）法第９条第１項第３号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、次に掲げる事項について記載すること。
①当該開示の状況が利用者にとって明確かつ平易な表現を用いたものになっていたどうかについての評価
②第９条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる場合又は第11条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる場合に該当するものと判断した場合において、当該判断に十分な理由があったかどうかについての評価
(3)「（３）法第９条第１項第４号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、告示を踏まえた評価について記載すること。
(4)「（５）その他法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、自ら行った評価の方法（評価を行った部署、外部の意見を聴取した場合にあってはその旨、自ら行った評価に関してKPIを設定した場合における当該KPIに関する事項その他の評価の方法に関する事項、特定デジタルプラットフォームの事業運営の方針や今後の展望を踏まえた自己評価等をいう。）その他の法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項について、任意に記載すること。

様式第三を次のように改める。

様式第３（施行規則第15条関係）

指定の取消しの申出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　　所
法　人　名
法人番号
代表者の氏名

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」という。）第11条第１項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

１　デジタルプラットフォームの名称

２　デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名※１

３　デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地※１

４　該当する事業の区分
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第１項の事業の区分及び規模を定める政令第１項の表第　　号

５　申し出を行う理由※２
【　１　】特定デジタルプラットフォームの提供を行わなくなったとき。
【　２　】特定デジタルプラットフォームの事業の規模が法第４条第１項の政令で定める規模を下回った場合において、再び当該規模以上となることがないと明らかに認められるとき。

＝＝＝＝＝＝
（記載上の注意）
１．デジタルプラットフォームを共同して提供する場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。
２．該当する番号に丸を付すこと。